五　(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
　　イ　名称　公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター
　　ウ　住所　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
　　ウ　代表者の氏名　山田　賢一
　(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
　(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日
六　(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
　　イ　名称　公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター
　　ウ　住所　愛媛県松山市若草町七番地一
　　ウ　代表者の氏名　白石　省三
　(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　愛媛県松山市若草町七番地一
　(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日
七　(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
　　イ　名称　公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター
　　ウ　住所　長崎県長崎市万才町五番二十四号
　　ウ　代表者の氏名　立山　秀夫
　(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　長崎県長崎市万才町五番二十四号
　(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日
八　(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
　　イ　名称　公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター
　　ウ　住所　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目三十五番四号
　　ウ　代表者の氏名　福田　重光
　(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター
　　イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目三十五番四号
　(三)　認定をした日　平成二十五年七月二十五日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を平成25年７月26日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年８月９日　　農林水産大臣　林　　芳正

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　平成24／25年の需要実績

(1)　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、米穀の需給調整実施要領（平成20年１月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第３において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2)　算出方法

需要実績は、主食用米等の供給量と在庫量の増減を基に算出します。

表１　平成24／25年の需要実績の算出方法

需要実績＝①－②

①　平成24／25年主食用米等の供給量

注：主食用米等の供給量は、農林水産省大臣官房統計部公表の水稲収穫量（主食用）に、主食用として政府備蓄米から代替供給を行った数量を加えた数量である。

②　在庫の変動状況（平成25年６月末在庫量－平成24年６月末在庫量）

(3)　全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した平成24／25年（平成24年７月から平成25年６月までの１年間）の需要実績（速報値）は、図１のとおり779万トンとなります。

なお、平成24／25年の需要実績については、平成25年11月に変更する米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図１　平成24／25年の需要実績（速報値）

